



## 供 給 条 件 説 明 書

- 本書は、電気事業法の定めにもとづき、原則として法人のお客さまと楽天モバイル株式会社（以後「当社」といいます。）との電気需給契約（以後「需給契約」といいます。）に関する大切な事項を記載したものです。
- 需給契約のお申込みにあたっては、本説明書を十分にお読みいただき、その内容をご理解いただいたうえで、お申し込みいただきますようお願い申し上げます。
- 需給契約に関する詳細または本書に記載のない事項につきましては、当社の「楽天でんき Business 電気需給約款[高圧・特別高圧]」（以後「需給約款」といいます。）、「楽天でんき Business サービス利用規約」（以後「規約」といいます。なお、「需給約款」と「規約」とをあわせて以後「約款等」といいます。）または「電気需給契約書」（以後「需給契約書」といいます。）をご参照ください。

### 1 お申込みの方法

- 当社指定のウェブサイトまたは当社所定の申込書その他当社が指定した方法により、お申込みをしていただきます。

### 2 契約期間

- 需給契約が成立した日から、供給開始の日以降1年目の日までといたします。なお、詳細は、需給契約書に定めるところによります。
- 需給契約の契約期間満了日の3月前までに契約終了の申し出がない場合、需給契約は、原則として契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものといたします。

### 3 需給開始予定日

- お客さまと当社との協議により定めた日とし、詳細は、需給契約書に定めるところによります。

### 4 契約電力の算定方法

- 常時供給電力、予備契約または付帯契約の契約電力は、次のとおりといたします。

契約電力が500キロワット以上の場合 (協議契約)	1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまと当社との協議により定めます。なお、詳細は、需給契約書に定めるところによります。
契約電力が500キロワット未満の場合 (実量制契約)	各月の契約電力は、原則としてその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

### 5 供給エリア

- 供給エリアは、次のとおりといたします。ただし、電気事業法に定める離島は対象外といたします。

供給エリア	対象となる地域
北海道エリア	北海道
東北エリア	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県
東京エリア	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）
中部エリア	愛知県、岐阜県（一部地域を除きます。）、三重県（一部地域を除きます。）、静岡県（富士川以西）および長野県
北陸エリア	富山県、石川県、福井県（一部を除きます。）および岐阜県の一部
関西エリア	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山县、兵庫県（一部地域を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部および三重県の一部
中国エリア	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部および愛媛県の一部
四国エリア	徳島県、高知県、香川県（一部を除きます。）および愛媛県（一部を除きます。）
九州エリア	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県および鹿児島県
沖縄エリア	沖縄県

### 6 供給電圧および周波数等

- 供給電圧または供給電気方式は、一般送配電事業者の託送供給等約款に定めるところによるものといたします。
- 標準周波数は、原則として、北海道エリア、東北エリアおよび東京エリアは50ヘルツ、中部エリア、北陸エリア、関西エリア、中国エリア、四国エリア、九州エリアおよび沖縄エリアは60ヘルツといたします。

## 7 電気料金の算定方法および電気料金単価 [凡例: キロワット時=kWh, キロワット=kW]

### 【電気料金の算定方法】

- 電気料金の算定方法は、契約種別に応じて、次のとおりといたします。



- ※ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、法令にもとづき毎年度公表された値といたします。また、料金の算定は、円未満を切り捨てます。
- ※ 電力量料金は、その1月の季節、時間帯または平日もしくは休日等ごとの常時供給電力の使用電力量と、その1月の季節、時間帯または平日もしくは休日等ごとに定めた電力量料金単価によって算定いたします。
- ※ 当月にまったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。
- ※ 燃料費調整額は、燃料費の価格変動に応じて算定いたします。なお、九州エリアの場合は、燃料費調整額と離島ユニバーサルサービス調整額を合計したものとし、燃料費等調整額として算定いたします。

### 【電気料金単価】

- 電気料金単価は、御見積書または需給契約書に定めるところによります。

## 8 使用電力量等の計量および電気料金の支払方法等

- 使用電力量等については、一般送配電事業者が設置する記録型計量器により計量いたします。
- 電気料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間、もしくは前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。
- 電気の供給を開始（スイッチングを含みます。）した場合や需給契約を終了した場合等においては、次の算定式により基本料金の日割計算をいたします。

$$\text{基本料金} = \frac{\text{1月の基本料金} \times \text{日割計算対象日数}}{\text{該当月の暦日数}}$$

- 電気料金の支払い方法は、原則として口座振替またはクレジットカードによるお支払いとなります。ただし、初回のお支払いや一般送配電事業者から請求を受けた料金もしくは工事費等、当社がお客さまに請求する費用等がある場合は、当社所定の払込票によりお支払いいただくことがあります。
- 電気料金をお支払期日までに支払われない場合には、年10パーセントの遅延利息金を申し受けます。

## 9 需給契約の変更または解約等

### 【お客さまからの申出による需給契約の変更または解約】

- 需給契約の変更を希望される場合には、当社が適切と判断した方法により、あらかじめ当社にお申込みをしていただきます。なお、契約電力を変更する場合には、原則として需給契約の変更希望日の6週間前までに、当社が適切と判断した方法により、当社にお申込みをしていただきます。
- 需給契約の解約を希望される場合には、原則として解約希望日の3月前までに、当社が適切と判断した方法により、当社にお申込みをしていただきます。
- 供給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内には、原則として契約電力を減少することはできません。
- 供給開始日または契約電力増加日から1年に満たないで需給契約を解約し、または契約電力を減少する場合には、次の金額を当社に支払っていただきます。

- 当社が、一般送配電事業者から託送供給等約款にもとづき電気料金または工事費等の精算に係る請求をされた場合には、当該工事費等に相当する金額
- 供給開始日から1年未満で需給契約を解約する場合には、次の算式により算定した解約違約金

$$\text{解約違約金} = \text{最終請求月の契約電力} \times \text{需給契約にもとづく基本料金単価} \times \text{契約残月数} \times 1.2$$

なお、解約違約金の単位は1円とし、その端数は切り捨て、最終利用月の電気料金とあわせてお支払いいただきます。また、契約残月数は、最大で12ヶ月分といたします。

### 【当社からの申出による需給契約の変更または解除】

- お客さまが次のいずれかに該当する場合または該当すると当社が判断した場合には、当社は、需給契約を解除することができます。なお、この場合、当社は、原則として需給契約を解除する15日前までに解除日を明示いたします。
- 一般送配電事業者によって電気の供給を停止され、期日までに供給停止の理由となった事実を解消されないと

- ② 電気料金（他の需給契約にもとづく電気料金も含みます。）の支払期日を経過してなお支払われないとき
- ③ 当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金の支払期日を経過してなお支払われないとき
- ④ 電気料金以外の債務（遅延利息金、解約違約金、違約金、工事費負担金等相当額その他需給契約から生じる金銭債務）を支払われないとき
- ⑤ 各号に掲げるもののほか、約款等の条項に違反した場合
- ⑥ 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売または破産、民事再生その他法的整理手続きの申立を受けたとき、もしくは自ら申立をなした場合
- ⑦ ⑥のほか信用状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑧ お客様が需給契約の締結にあたり、告知すべき事項について、知っている事実を告げなかつたときまたは不実のことを告げた場合
- ⑨ お客様が過去または現在において、当社または当社のグループ会社が提供するサービスを利用するにあたり当該サービスに係る規約、ガイドライン等に反する行為その他不正な行為を行っていた場合
- ⑩ その他当社が電気を供給することが困難であると判断した場合

## 10 電気のご使用にともないご協力いただきたい事項

- ・ 当社または代理店が需給契約の遂行上、需要場所への立ち入りが必要と認める場合、または一般送配電事業者の計量器の確認や保安のために必要なお客様の電気工作物の検査等を実施する旨の要請があった場合には、お客様の承諾をえて需要場所へ立ち入りさせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、お客様は当社、代理店または一般配送電事業者の需要場所への立ち入りを承諾していただきます。
- ・ お客様が契約電力を超過して電気を使用された場合、当該月以前の電気の使用状況から判断して、当該契約電力が不適当と認められる場合には、当社は、翌月からの契約電力を当該最大需要電力に変更できるものといたします。
- ・ お客様の電気の使用が、次の原因等で他のお客様の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客様の負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、当社がお客様の負担で供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
  - ① 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
  - ② 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
  - ③ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
  - ④ 著しい高周波または高調波を発生する場合
  - ⑤ その他①から④に準ずる場合
- ・ お客様は、電気の供給にともない、一般送配電事業者が施設もしくは運用する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保、または施設場所の無償提供等について、ご協力をしていただきます。
- ・ 需要場所の力率は、原則として 85 パーセント以上に保持していただきます。
- ・ 次の場合、お客様は、当社および一般送配電事業者にすみやかにその旨を通知していただきます。
  - ① お客様の需要場所内に設置してある引込線、計量器等一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあるとお客様が認めた場合
  - ② お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあるとお客様が認めた場合

## 11 約款等の変更と任意解約

- ・ 当社は、当社が必要と判断した場合、約款等を変更することができます。この場合、当社は、あらかじめ変更後の約款等の内容およびその効力発生時期を当社が適切と判断した方法より、あらかじめお客様にお知らせいたします。また、電気料金単価の変更をともなう場合、当社は、事前に新たな電気料金単価およびその適用開始日を当社が適切と判断した方法により、お客様にお知らせいたします。なお、お客様が新たな電気料金単価をご承諾いただけない場合、お客様は、約款等に定める手続きにしたがい、需給契約を解約することができます。

## 12 マイページサービスおよびエネルギーデータサービス

### 【マイページの提供】

- ・ 当社は、お客様との需給契約に関連して、インターネット上のウェブサイト「マイページ」により、需給契約に係る情報、請求金額、使用電力量等を含むエネルギーデータ（以後「エネルギーデータ」といいます。）等をお知らせいたします。
- ・ マイページに掲載するエネルギーデータについては、電気の検針結果を除き、内容の正確性、有用性、その他いかなる保証を行うものではありません。なお、マイページに掲載されているエネルギーデータは、あくまでも掲載時点における情報であり、掲載情報が実際のデータ（確定値）と一致しない場合があります。

- 当社は、マイページに掲載するエネルギーデータおよびエネルギーデータに関連して生じた事項について、当社の責に帰すべき場合を除き、その責任を負いません。また、マイページのエネルギーデータの内容、構成等は、予告なしに変更、修正または提供を中止することができますので、あらかじめご了承ください。

#### 【エネルギーデータなどのお客さま情報の取得または利用】

- 当社は、マイページにおいて、お客さまの情報（エネルギーデータ、アンケート実施の結果等の情報）を取得し、当該情報を当社の広告、宣伝、マーケティングのため、およびサービスの改善および研究開発のため等に利用いたします。この詳細は、楽天グループ株式会社が定める「個人情報保護方針」(<https://privacy.rakuten.co.jp/>)をご参照ください。

#### 13 その他

- お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気をご使用され、電気料金の全部または一部のお支払いを免れた場合、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を違約金としてお客さまから申し受けます。
- 需給契約の開始または変更等にともない、一般送配電事業者の供給設備を新たに施設し、または変更する場合で、一般送配電事業者の託送供給等約款にもとづき当社が工事費負担金等を請求されたときは、当社は、当該工事費負担金等に相当する金額をお客さまから申し受けます。
- お客さまが契約電力を超過して電気を使用した場合には、次の算式により算定された契約超過金を申し受けます。

$$\text{契約超過金} = (\text{当該月の最大需要電力} - \text{当該月の契約電力}) \times \text{基本料金単価} \times (1.85 - \text{力率} \div 100) \times 1.5$$

- 電気事業法第2条の13第1項に定める供給条件の説明、同法第2条の13第2項に定める契約締結前交付書面の交付および同法第2条の14第1項に定める契約締結後交付書面の交付について、同法施行令第2条第1項ならびに同法施行規則第3条の14および第3条の15に則り、書面に代えて、当社または取次者が指定した電磁的方法を用いて行うことについて、お客さまにはあらかじめ承諾していただきます。
- 法人のお客さまにつきましては、需給契約の締結にあたり、当該法人名義で楽天会員IDを作成していただきます。
- 再生可能エネルギー由来の電気の供給（非化石証書の使用により、実質的に再生可能エネルギー由来の電気とみなされるものを含みます。）その他電源構成等を電気の供給の特性とする場合については、当社が適切と判断した方法により、その内容および根拠をお知らせいたします。
- 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある等の場合には、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限することがあります。
- 訪問販売、電話勧誘販売について、特定商取引に関する法律および同施行令等にもとづき、需給契約は、クーリング・オフの対象となります。
- 当社以外の小売電気事業者から当社に需給契約を切り替えた場合、ポイント等の特典の失効やご解約による精算金等が発生する場合があります。詳しくは、現在の小売電気事業者へお問い合わせください。
- 停電や電気の供給設備に関するお問い合わせは、地域の一般送配電事業者までご連絡をお願いいたします。
- 本書に記載のない事項については、約款等または需給契約書によります。
- 本説明書の実施期日は、2025年2月1日といたします。

#### 14 小売電気事業者の名称およびお問合せ先等

小売電気事業者	名 称	楽天モバイル株式会社（小売電気事業者登録番号：A0388）
	住 所	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
	電 話 番 号	Tel 050-5432-2410
	お よ び 受 付 時 間	平日の午前9時から午後5時（夜間または土・日・祝日の場合は、メールアドレスまでご連絡ください）
	E メ ー ル	energy-cs@mail.rakuten.com

代理店等 本欄に記載がある場合は、当該企業が媒介等を行います。	名 称	
	住 所	
	電 話 番 号	
	お よ び 受 付 時 間	
	E メ ー ル	
	お 問 合 せ フ ォ ー ム	

以 上